

第1 甲の罪責

1. A社内、金庫から新薬の書類を持ち出した行為⁽¹⁾

(1) ア 本件行為につき、窃盗罪(刑法(以下法各略)235条)が成立しないか。

イ 本件行為については、業務上横領罪(235条)も考えられる。前者は他人の占有を侵害する罪であるのに対し、後者は自己の占有にある物を領得する罪である。そこで、新薬の書類に対する占有の問題になる。

ウ 同書類はA社内、金庫に保管されていた。したがって、金庫を自由に開閉できる暗証番号を知っている者が、書類を事実上支配しており、占有しているといえる。暗証番号は甲および後任の新薬開発部の部長を知っており、~~両者の共同占有~~書類は両者の共同占有下にあったことになる。このような状況下で自己の単独占有下に移す行為は、共同占有者の占有を侵害するものである。よって、窃盗罪を検討する。←整理し書く

(2) ア 「財物」とは財産権の目的となり得る物をいい、金銭的・経済的価値を問わない。

イ 新薬の書類には秘密情報が記載されており、書類それ自体財産権の目的となり得るから、「財物」である。

(3) 上記のとおり、後任の部長も書類を占有しているから、「他人の物」といえる。

(4) 本件行為は書類の共同占有を自己の単独占有に移すものであり、~~占有~~他人の占有を侵害したといえるから「窃取」に当たる。

評価

規範定文

あてはめをする

第 問

- (5) 甲は 後任の部長の占有を排除し、 和、書類を用いて 不利益
(6) 益を得ようとしているから、不法領得の意思を認められる。
(5) 甲は上記事実を全て認識しており、故意を認められる。
(7) 以上より、甲は 窃盗本件行為につき 窃盗罪を成立する。
2. 書類を持ち出す目的でA社内に立ち入る行為(2)
(1) 甲は、外部に持ち出すことを予定していた書類を持ち出す目的
で立ち入っており、これはA社の管理者である代表取締役の勸
意に反する立ち入りであり、同社の管理権を侵害するものである。
よって、A社という「建造物」に「侵入」した。「正当な理由」はない。
(2) 以上より、本件行為につき建造物侵入罪(130条前段)が成立する。
3. CがAを奪って転倒させ、傷害を負わせた行為(3)
(1) ア 本件行為につき、窃盗罪および傷害罪(204条)が成立
しない。
イ 本件行為については強盗致傷罪(240条)も考えられる。しかし、
強盗罪が成立するためには「暴行・脅迫」が、相手方の反抗を抑
圧することに向けられていなければならない。本件行為に伴う暴行は
CがAを奪うことに向けられており、Cの反抗を抑圧すること
に向けられていない。よって、窃盗罪および傷害罪を検討する。
(2) ア 甲は、CのAを自己の財物と認識している。しかし、この場
合でも甲は、CのAを奪うことにより「他人の財物」を自己
の占有に移しており、「窃取」したといえる。
イ. 甲は、CのAを自己の財物と認識している。しかし、この
場合であっても、他人を占有するものであれば「他人の財物」とみな

事実の提示→事実の評価

なぜ?

構成要件的

される(242条)。甲は、Cがカバンを持っていることを認識しているから、故意を認められる。また、Cの占有を排除して自己のために利用する意思があるから、不法領得の意思を認められる。

ウ 本件行為においてCは「傷害」を負っている。

(3) ア CのカバンはCの所有物であるから、これを奪う行為について違法性は阻却されない。しかし、甲はCのカバンを自己の物であると誤信しているから、違法性阻却事由につき錯誤を以て責任故意を阻却されるのではない。

イ ~~違法性の意識の可能性すらない場合を規範に直面し得ないため、責任故意は阻却される。また、違法性阻却事由を基礎づける事実を認識している場合は違法性の意識の可能性なく、規範に直面し得ないため、責任故意は阻却される。~~

正確に

ウ (ア) 本件では正当防衛(36条1項)の問題となる。

(イ) 「急迫」とは、法益侵害が現に生じている状態を含むから、既遂になっても急迫性は否定されない。甲は、待合室から20メートル程離れた改札口を通過中Cが通過した時点でCを認識している。この時点では既遂であるものの、電車に乗る前であるから、占有侵害の虞危険は生じ続けている。よって、「急迫」性を認められる。

(ウ) 他人の財物を窃取する行為は「不正の侵害」である。

(エ) 甲は自己のカバンを取り返す意思であるから「防衛するため」であった。

(第 問)

(オ) 「やむを得ない行為」とは、手段として相当であることをいう。

甲は、占有侵害を防ぐ目的で傷害結果を発生させている。しかし、Cは自分より若くおしりした体格であるとして、「返してくれ」と言っても無視されたこと、「待て」と言っても取り合ってくれなかったことに照らせば、本件行為は防衛行為として必要最小限度であった。よって、相当性が認められる。

(カ) よって、甲の認識では正当防衛が成立し、違法性が阻却される。 → 故意がない

Ⅰ (ア) 甲は違法性阻却事由を基礎づける事実を誤りて誤信したことについて過失がある場合は、過失犯が成立する。

(イ) 本件の状況下では、Cの持ち主は甲の物を確かめる余裕はない。また、Cの持ち主は甲の物と同一の形状等であったため、自己の物でない気付くことは困難である。よって、過失はない。

(4) 以上より、本責任故意を阻却され、本件行為は不可罰である。

4. 罪数

①と②は目的と手段の関わりあり、牽連犯(34条1項後段)となる。

第2 この罪責

1. 甲と共同してA社から新薬の書類を持ち出した行為

(1) 本件行為につき、窃盗罪の共同正犯(60条4項)が成立しないか。

(2) ア 共同正犯の処罰根拠は、相互に行為を利用・補充し合って犯罪を実現することにある。したがって、行為者の中に実行行為をしていない者がいる場合であっても、行為者間に①正犯意思および②意思連絡があり、いずれの者が③犯罪を実行した場合、

(第 問)

共同正犯が成立する。

イ 乙は、甲に300万円を支払うことや自社の支社長として迎え入れることを約束して、甲にA社から書類を持ち出すよう説得しており、犯行へ重大な寄与をしている。また、乙は新薬の書類を入手すれば商品活用開発に活用でき、自社の経営陣に加わりこたできるから、賛持し出しをする動機があり、犯行への積極的な関与をしている。よって、乙は自己の犯罪として行い意思があるといえるから、正犯意思が認められる(①充足)。

ウ 甲乙では、甲が書類を持ち出しに引き渡すのを引き換えに、乙が300万円を支払う等をするので合意しており、意思連絡がある(②充足)。

エ 甲は犯罪を実行している(③充足)。

(3) ア 乙は、甲の所属が変化したことを知らなかったため、業務上横領罪の共同正犯の認識である。そこで、いかなる範囲で共同正犯となるか。

イ 実際の犯罪と共犯者の認識が異なる場合、構成要件の重なり合う範囲で軽い罪名の共同正犯となる。
なぜ?

ウ 窃盗罪と業務上横領罪とは、他人の財物を自己の物とする点で重なり合う。また、前者は懲役刑のみならず罰金刑もあるから、前者の方が軽い。

(4) 以上より、本件行為につき、窃盗罪の限度で共同正犯が成立する。

第3 内の罪責

1. B駅の待合室から甲のおはんを持ち去った行為

(1) 本件行為につき、窃盗罪が成立しないか。

(2) ア 「他人の財物」といえるためには、財物が他人の占有下にあることを要する。これは、財物に対する支配力の程度で判断する。

イ 甲とおはんとは、直線距離で20メートル程であり、場所的
近接性がある。また、~~甲はおはんを置いて立ち去った~~甲がおはんを置いて立ち去った丙を取得するまでの間には、時間的
近接性がある。B駅は利用者が多く、~~出入り人の出入りが激しい~~出入り人の出入りが激しいと考えられるものの、当時待合室には甲と丙しかいなかったから、甲のおはんに対する支配力は失われたとはいえない。甲の位置からは待合室を視認できないものの、待合室は四方がガラス張りであり、甲は振り返ればすぐに確におはんを確認できる状況にあった。よって、おはんへの支配力は強く、占有下にあるといえるから、「他人の財物」である。

(3) 丙は待合室から出た時点で自由に持ち去れる状態にあり、占有を移転したといえるから、「窃取」といえる。

(4) 丙は上記事実を認識しているから故意がある。

(5) ア 不法領得の意思とは権利者排除意思および利用処分意思をいう。

イ 丙は甲の占有を排除しようとしているから権利者排除意思はある。しかし、警察に逮捕されるためにおはんを窃取している。これは、おはんそれ自体のみを利用することを目的とするものでなく、

（第 問）

1 窃取といふ行為を利用していきたくない。したがって、利用処分
2 意思はない。

3 (6) 窃取は物の発見を妨げる点で物の効用を失わせる行為である
4 ため、「損壊」(261条)に当たる。これにつき、故意も認められる。

5 (7) 以上より、本件行為につき窃盗罪は成立せず、器物損壊
6 罪(261条)も成立する。

以上

(第 問)

1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	